令和元年度　第４回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　議事録

１　**会議の名称**　令和元年度　第４回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

２　**開 催 日 時**　令和２年３月２６日（木）１４時から１５時まで

３　**開 催 場 所**　千葉市役所　１階１１会議室

４　**出　席　者**

【委　員】中澤潤委員（分科会長）、石川弘委員、木村秀二委員、小林有香里委員、清水葉子委員、深山博司委員、岸憲秀委員、工藤仁美委員、後藤千春委員、今田進委員、佐藤愼二委員、髙瀬愛子委員、中間陽子委員、中谷房子委員、宮﨑紀子委員

【事務局】峯村こども未来局長、佐々木こども未来部長、内山こども企画課長、鎌野健全育成課長、宮葉こども家庭支援課長、鈴木幼保支援課長、秋庭幼保運営課長、山口児童相談所長、枡見幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長、薄田幼保運営課職員担当課長、田中幼保運営課保育所指導担当課長、桐岡児童相談所相談・虐待対策担当課長、安西こども企画課課長補佐

５　**議題及び報告事項**

議題

（１）千葉市こどもプラン（第２期）（案）に係るパブリックコメント結果及び成案について

報告事項

（１）令和２年度こども未来局　主な新規・拡充施策について

（２）令和元年度設置認可部会の開催状況について

（３）令和元年度処遇検討部会の開催状況について

（４）新型コロナウイルス感染症に係る対応について

６　**議事の概要**

議題

（１）千葉市こどもプラン（第２期）（案）に係るパブリックコメント結果及び成案について

事務局から千葉市こどもプラン（第２期）（案）に係るパブリックコメント結果及び成案に

ついての説明があり、了承として答申することを決定した。

報告事項

（１）令和２年度こども未来局　主な新規・拡充施策について

事務局から、令和２年度こども未来局　主な新規・拡充施策について報告があり、了承された。

（２）令和元年度設置認可部会の開催状況について

事務局から、令和元年度設置認可部会の開催状況について報告があり、了承された。

（３）令和元年度処遇検討部会の開催状況について

事務局から、令和元年度処遇検討部会の開催状況について報告があり、了承された。

（４）新型コロナウイルス感染症に係る対応について

事務局から、新型コロナウイルス感染症に係る対応について報告があり、了承された。

７　会議の経過

安西補佐：　予定の時刻となりましたので、ただいまから令和元年度第４回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきますこども企画課課長補佐の安西です。よろしくお願いいたします。

それでは、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に、座席表、資料３「令和元年度設置認可部会の開催状況について」、資料５「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」を配付してございます。資料１－１から資料１－５、資料２、資料４につきましては、事前に送付させていただいております資料をご使用いただきますようお願いいたします。

なお、資料３につきましては、事前に送付させていただいた資料から修正がございましたので、机上に配付させていただいた資料をご覧ください。

不足はございませんでしょうか。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付しました傍聴要領の記載事項に違反したときは、退室していただく場合がございますので、ご注意願います。

また、本日は過半数の委員の方にご出席をいただいておりますので、条例の規定により当会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、岸委員より遅れる旨の申し出が参っておりますので、お知らせいたします。

それでは、初めに、こども未来局長の峯村よりご挨拶を申し上げます。

峯村局長：　皆さん、こんにちは。こども未来局長の峯村でございます。

令和元年度第４回になります千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症の対応等で､それぞれの職責で対応がお忙しい中、今回の会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より本市の児童福祉の充実、向上のために、多大なるご尽力をいただいておりますことを、心から感謝を申し上げます。

少し市のことをお話しさせていただきますと、２月末に国のほうから学校を春休み前まで一斉に休校せよと、要請がございました。それを受けまして、千葉市の学校についても、一旦16日までとしたのですが、結果、春休み前までの休校とすることにいたしました。

その一方で、働いている保護者であるとか、ひとり親の家庭等に鑑みまして、学校の施設を午前中から２時半まで開けるというような、ブレーキと同時にアクセルを踏むような対応を取っているところでございます。また、２時半からは子どもルームを開けて、その後夕方まで子どもたちを預かるというような対応を取っております。

併せて幼稚園、保育園、そして子どもルームについても、国からこちらのほうはぜひ開けてほしいという話があり、国の制度としてもブレーキとアクセルが同時に踏まれている中で、我々は実態に合わせて様々な対応をしているところでありまして、今回、委員の皆様の中にもご対応いただいている方も多くいらっしゃいまして、この場を借りまして感謝を申し上げます。ありがとうございます。

いよいよ昨日からは春休みに入りました。小学校の午前中の教室開放はなくなったのですが、子どもルームのほうは午前８時から開けております。それで子どもたちを受け入れておりますが、春休みになりますと子どもルームのほうも利用者が増えて、国が感染症予防に有効だとしている３密（密集、密閉、密接）を避ける状態がなかなか取りづらい状況になっておりますが、

何とか教室、体育館等を借りながらやっている状況でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する本市の対応につきましては、会の最後にまとめてご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

さて、本日の会議でございますが、「千葉市こどもプラン（第２期）」について、前回までの当分科会において委員の皆様からいただいたご意見や、１月から２月にかけて行ったパブリックコメント手続において、市民の皆様からいただいた意見などを踏まえまして作成いたしました本プランの成案について、ご審議をいただきたいと存じます。

また、「令和２年度こども未来局　主な新規・拡充施策」などについても、ご報告をさせていただきます。

本日も、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

安西補佐：　なお、恐れ入りますが、こども未来局長につきましては、所用により、３時45分頃に退席させていただきます。あらかじめご了承願います。

また、本日、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、窓を開けさせていただいておりますことをご了承願います。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

中澤会長、よろしくお願いいたします。

１　議題（１）千葉市こどもプラン（第２期）（案）に係るパブリックコメント結果及び成案について

中澤会長：　皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）の「千葉市こどもプラン（第２期）（案）に係るパブリックコメント結果及び成案について」に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

内山課長：　こども企画課でございます。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

私のほうから、「千葉市こどもプラン（第２期）」（案）に係るパブリックコメント結果及び成案について、説明させていただきます。

本日は、お配りいたしました資料１－１から１－３を使って説明をさせていただきますが、適宜、資料１－４、１－５、冊子となっております「千葉市こどもプラン（第２期）（案）」をご覧いただきたいと思います。

初めに、資料１－１をご覧ください。パブリックコメント手続の実施結果でございます。

こどもプラン（第２期）につきましては、昨年12月開催の当分科会におきまして素案をお示しいたしまして、委員の皆様からご意見をいただきました後、年明けの１月17日より先月２月17日までの１か月間、パブリックコメントを実施いたしまして、市民の皆様よりご意見をいただいたところでございます。

結果といたしましては、９人の方から電子メールにて24件のご意見をいただきました。

市の対応状況といたしましては、計画に意見を反映するものが３件、意見・要望として今後の参考にするものが21件でございます。

次に、資料１－２をお願いいたします。意見の概要と市の考え方をまとめてございます。本日は１項目ずつの説明は省略させていただきますが、３点ほどご説明をさせていただきます。

６ページにございますNo.11をご覧ください。

「子ども・若者が犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上」に関する項目でご意見を受けまして、「子ども・若者が犯罪に巻き込まれないための知識・態度を育む」と記載を修正いたしました。また、相談先情報の明記というご意見も踏まえまして、「インターネット上のトラブルに巻き込まれた際の連絡先の周知」を追記したところであります。

続きまして、７ページのNo.14をご覧ください。

「子どもへの貧困の連鎖の防止」に関する項目で、「バウチャー」の意味が分からないというご意見を踏まえまして、本編及び概要版に注釈を設けました。修正内容でございますが、「バウチャーとは、『クーポン券』や『引換利用券』を意味し、バウチャー制度とは、国や自治体などが使途を限定したクーポン券等を交付し、各種サービスの利用等について助成する制度を言う。」という文言を追加いたしました。

続きまして、11ページのNo.22からNo.24をご覧ください。

ヤングケアラーに関する調査、支援に関するご意見でございます。この点につきましては、もともと素案には記載がございませんでした。

初めに、ヤングケアラーの定義を確認させていただきます。平成30年度に厚生労働省が実施した調査研究上の定義でございますが、「年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども」というように定義されております。

市の考え方といたしましては、周囲から気づかれにくい困難を抱えている子どもへの支援は、教育・福祉等の関係機関が連携して適切な支援につなげていく必要があると考えているところであります。

そのような状況において、令和元年７月に、厚生労働省より「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について」という通知がございました。ヤングケアラーの概念及び要保護児童対策地域協議会に求められる役割がそこで示されたことから、ヤングケアラーへの支援につきましては、児童虐待防止対策の分野に限定されるものではないのですが、今回は第８章において一部追記をすることといたしました。

ただし、今後ほかの分野におきましても必要な取組は進めていく必要があると考えておりますので、今回計画には一部しか載っていないのですけれども、取組は進めていくつもりでおります。

以上、プランを修正させていただく項目につきましてご説明をさせていただきましたが、ほかの項目につきましては、プランの修正・追加はございませんでした。

次に資料１－３をお願いいたします。素案からの主な修正点をまとめてございます。

「１　パブリックコメント実施による修正」につきましては、ただいまご説明させていただいた３つの項目につきまして、修正内容を記載しております。

１枚めくっていただきまして、「２　予算編成等による修正」をご覧ください。こちらは、令和２年度の予算編成の手続を通じて、記載内容の見直しが必要になったものでございます。

No.５の「教育・保育の提供」につきましては、今年度の保育所等の定員の

整備状況を踏まえ、確保方策を修正しております。

No.６及びNo.７につきましては、同内容の修正でございます。ショートステイ、トワイライトステイの２つの事業に関しまして、令和２年度当初予算編成の状況を踏まえ、確保方策を修正しております。今後も利用者のニーズを的確に捉えまして、事業を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、４ページから８ページにつきまして、ご説明させていただいた教育・保育の提供の状況に合わせて修正しております。

続きまして、９ページをお願いいたします。

No.14とNo.15の修正につきましては、ショートステイ及びトワイライトステイに関する確保方策の修正となっております。

続いて、No.16の「母子・父子家庭等医療費助成」でございますが、令和２年度当初予算として予算化されたことに伴いまして、現物給付化を前倒す修正となっております。

続きまして、No.17の「ＳＮＳの活用などによる相談窓口の充実」でございますが、当初、令和２年度より千葉県と共同で試行実施していく予定でございましたが、千葉県での当該事業の実施が先送りとなったことによりまして、実施内容・目標値を修正しております。実施内容・目標値の修正はいたしましたが、今後も引き続き相談窓口の充実には努めてまいります。

続いて、No.18の「子ども家庭総合支援拠点事業」でございます。当該事業の内容といたしましては、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般から、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行うものでございまして、各区に設置する予定でございます。

修正内容といたしましては、専門職、具体的には保健師等になりますが、人材確保を段階的に進める必要があるため、修正をしております。

続きまして、「３　組織改正による修正」をご覧ください。こちらは、令和２年度の組織改正に伴いまして、記載内容の見直しが必要になったものでございます。

参考といたしまして、10ページ及び11ページに「令和２年度組織改正（案）の概要」の抜粋を掲載してございます。

組織改正の背景といたしましては、人生100年時代を見据え、保健事業と介

護予防を一体的に実施するなど、全世代における健康づくりを地域と一体となって取り組むため、保健福祉局において組織を改正したものであります。

プランの修正箇所でございますが、「離乳食教室」の所管課が、「健康支援課」から「健康推進課」へ変更となりますので、修正をしております。

新たに設置されますこの「健康推進課」は、健康づくりに関する企画立案等を行うものであります。

最後に、「薬物乱用防止対策」の所管課が、「健康企画課」から「医療政策課」へ変更となりますので、こちらも修正をしております。

資料の説明は以上でございますが、今後の予定について若干ご説明をさせていただきます。

３月18日（水）に「子ども・子育て会議」を開催いたしまして、子ども・子育て支援事業計画でございます第１章の「子ども・子育て支援」につきまして、ご承認をいただいたところでございます。

本日の児童福祉専門分科会においてご承認をいただいた後、この（案）を取った形で策定をいたしまして、ホームページなどで公表いたします。

また、４月中旬以降になりますけれども、冊子を印刷物として委員の皆様方にお配りする予定となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問あるいはご意見などございますでしょうか。いかがでしょう。

パブリックコメントの数としては、前回もやられたと思いますけれども、大体同じくらいなのでしょうか。それとも、増えたか、減ったか。

事務局　：　前回プラン策定時のパブリックコメント手続の意見の件数としては44件、そのうち計画を修正した意見が１件となります。今回、意見の総数は減っておりますが、計画を修正した意見の件数自体は増えております。

中澤会長：　ありがとうございます。

いかがでしょうか。何かご質問、ご意見など。よろしいでしょうか。

前回、しっかり検討したところであります。ありがとうございます。

それでは、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。

２　報告事項（１）令和２年度こども未来局　主な新規・拡充施策について

中澤会長：　それでは、報告事項（１）に移らせていただきます。「令和２年度こども未来局　主な新規・拡充施策について」、事務局から説明をお願いいたします。

佐々木部長：　こども未来部でございます。

それでは、令和２年度こども未来局の主な新規・拡充施策について、資料２によりまして、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

資料２でございます。１ページをお願いいたします。

２番目の「子どもルーム整備・運営」でございます。予算額は、36億6,953万3,000円でございます。就労などにより、昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供するものでございます。

子どもルームの運営といたしまして、学校敷地外のルームへのＡＥＤの設置、土曜日開所時間の延長、指導員等処遇改善及び入退所管理システムの導入を行います。

また、子どもルームの整備といたしまして、施設整備を10か所、環境改善を４か所、施設整備に係る実施設計を３か所行います。

３番目の「放課後児童健全育成事業補助」でございます。予算額は、1億1,451万1,000円でございます。民間事業者が実施する子どもルームの安定的な運営を確保し、児童の健全育成を図るため、運営経費の一部を助成するもので、４事業者拡充し、13事業者に助成を行います。

一番下の「子ども・若者総合相談センター（Link）運営」でございます。予算額は、1,247万9,000円でございます。社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者及びその家族を支援するため、「子ども・若者総合相談センター（Link）」を運営するものです。

専門相談員を２人から３人に増員し、また、出張相談を実施することで相談体制を拡充いたします。

２ページをお願いいたします。

１番目の「乳児院小規模化」でございます。予算額は、1億200万円でございます。できる限り良好な家庭的環境での養育を実現するため、乳児院の小規模グループケアに係る改修工事費用の一部を助成いたします。

２番目の「児童養護施設　一時保護専用施設整備」でございます。予算額は、2,940万円でございます。児童の状況に応じた適切な一時保護を実施するため、児童養護施設における一時保護専用施設の整備費用の一部を助成いたします。

３番目の「子どもの貧困対策総合コーディネート（子どもナビゲーター)」でございます。予算額は、2,090万円でございます。複合的な課題を抱える生活困窮家庭などの子どもの生活習慣や生活環境の改善、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターについて、中央区・稲毛区に加えて、若葉区に１人配置いたします。

４番目の「民間児童福祉施設助成」でございます。予算額は、4,276万2,000円でございます。

医療機関等連携強化といたしまして、児童養護施設などにおいて、医療的ケアが必要な児童の円滑な受入れを促進するため、医療機関等連絡調整員の配置に要する費用の一部を助成いたします。

また、児童指導員等人材確保といたしまして、児童養護施設などの人材確保を図るため、児童指導員などの資格取得を目指す者の雇用に要する費用の一部を助成いたします。

３ページをお願いいたします。

１番目の「児童家庭支援センター」でございます。予算額は5,918万4,000円でございます。地域の児童虐待や家庭の問題に対して、専門的な見地から相談対応を行う児童家庭支援センターについて、増設を図るとともに、運営に係る費用の一部を助成いたします。

２番目の「母子及び父子家庭等医療費助成の現物給付化」でございます。予算額は2億1,210万1,000円でございます。県の制度改正に伴い、ひとり親家庭等に対する医療費の助成方法について、受給者の利便性向上を図るため、償還払い方式から現物給付方式に変更いたします。

一番下の「児童相談所管理運営」でございます。予算額は2億7,069万1,000

円でございます。児童に関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、援助・指導を行います。

増加する虐待通告への対応や、一時保護所改修による定員増のため、夜間電話相談員を１日当たり１人から２人に、夜間指導員を１日当たり２人から３人に増員し、児童相談所の人員体制を強化いたします。

４ページをお願いいたします。

１番目の「病児・病後児保育」でございます。予算額は1億6,445万1,000円でございます。病気回復期にあるため保育所に通えない児童などを一時的に預かり、保護者の子育てと就労を支援するもので、実施施設を１か所増設いたします。

２番目の「エンゼルヘルパー派遣」でございます。予算額は960万円でございます。妊娠中または産後、手伝える方がいない世帯の家事や育児を援助するためホームヘルパーを派遣するもので、対象者、利用期間、利用回数を拡充いたします。

５ページをお願いいたします。

１番目の「民間保育園等整備」でございます。予算額は6億6,800万円でございます。待機児童解消に向け、幼稚園の認定こども園移行支援や、民間保育園の整備などに係る費用を助成するもので、合計32か所、738人分を整備いたします。

６ページをお願いいたします。

１番目の「保育の質の確保」でございます。予算額は9,119万5,000円でございます。保護者及び保育者の負担軽減等を図るため、新たに公立保育所において外国人児童・保護者に対応する職員を配置するとともに、各公立保育所において使用済紙おむつの廃棄を行います。

また、保育の質の確保と向上を図るため、新規整備園に対しＩＣＴ化及び事故防止のための備品購入費用助成を行うとともに、保育士養成校である市内３短期大学と連携し、各種研修事業を実施いたします。

さらに、保育者及び保育施設に対する実態調査並びに有識者への意見聴取を実施し、より一層の保育の質向上に係る新たな施策展開を検討いたします。

一番下の「多様な保育需要への対応」でございます。予算額は11億4,320万7,000円でございます。保護者の就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに合

わせ、様々な保育メニューを提供いたします。一時預かりについて１か所、休日保育について２か所拡充し、土曜日の延長保育を６か所実施いたします。

説明は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見などございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

お願いします。

中谷委員：　私も保育者なので、どうしても保育の質というところに目が行ってしまいます。１から８までいろいろ具体的に聞きたいところはありますが、特に８番の「保育の質に関する実態調査及び有識者意見聴取」というところで、具体的にどういう調査をして、それをどういう施策の展開につなげていくのかというところを、少し具体的に教えていただいていいですか。

中澤会長：　お願いします。

鈴木課長：　幼保支援課でございます。

こちらの「保育の質に関する実態調査及び有識者意見聴取」というものですけれども、セットで進めていこうと思っておりまして、来年度、有識者、大学の先生ですとか関係団体の皆様に意見を聞きながら、その調査内容を決めていこうと思っています。ただ、保育の質というものが保育者の質につながると思っておりますので、実際に現場で働く保育者の方々の意識ですとか、実際に離職率はどうであるとか、勤務時間、休憩が取れているかとか、それから研修内容、そういったものが議題として上がってくるのではないかと思っています。

これまで、保育の量と質というものを両輪で進めてきたところですけれども、待機児童対策というものが長年続けてきて一定のめどが立ってきたということで、これからは質向上というものがより注目を浴びてくる分野だと思っていますので、そういった実態を把握した上で、今後も質向上の展開を進めていきたいと思っております。

中澤会長：　ありがとうございます。いかがでしょうか。

岸委員　：　いいですか。岸でございます。

今、鈴木課長の言葉の中に、「保育者」という言葉が出てまいりましたけれども、保育者というのは一体誰を指しているのかということが１つと、保育

の質の中に「休憩時間」という言葉が出てまいりました。それは、保育者の働き方の問題であって、質の問題とどう関わってくるのかということについて、どうお考えなのか伺いたいです。

鈴木課長：　幼保支援課でございます。

保育士ではなく、保育者と言わせていただきました。保育施設という説明では正確ではなくて、当然、幼稚園と保育施設、そこで働く保育者の方々についての実態調査をしていきたいと思っています。

また、休憩という話もしてしまったのですけれども、この辺については今後詰めていく形だと思っています。保育者の働き方改革というものも質向上に関わっていくというふうに私は思っているところがありましたので、休憩時間という言い方をしてしまいましたが、今後何を調べていくかは、有識者の方々、関係団体の方々と決めていきたいと思っております。

木村委員：　木村でございます。

関連する意見だと思いますけれども、こうして予算などで質の確保というものがうたわれているのですけれども、具体的には、現在でも例えば千葉市民間保育園協議会でありますとか、幼稚園協会、それから千葉市保育協議会、それから公立内の研修、課の直接の研修等々、それら数多く実践はされているのですけれども、やはり新しく認可をされたり小規模でありますと、それがあっても出せないという実態もございます。

ということは、やはり保育団体もしくは幼稚園協会であるとか、そういった既存のところをもうちょっと活用されて、有効的に研修を進めていただきたいと思います。例えばキャリアアップ研修でありますとか、そういう相互関係というのがこれからどんどん出てまいりますので、幼稚園とか保育園とか保育所とか、そういった枠組みを超えたものを研修の実態として上げていただく、それから、小規模などと普通の保育所を区別なくどう拾っていくかというところも、そういう保育団体を活用して進めていっていただきたいというのが意見です。

中澤会長：　ありがとうございます。お願いします。

田中課長：　幼保運営課の田中でございます。

今、先生にいただいたご意見を参考にして、これから研修体制を整えていきたいと思っております。現在も幼稚園協会さんとの相互乗り入れをさせて

いただいたり、民間保育園協議会さんの研修にも参加させていただいている状況ですが、今現在はお互いに参加させていただいているというような形でしかないので、先生がおっしゃったように、効果的な形というのをこれから検討していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございます。その他、何かご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今まで千葉市は、保育をどちらかというと量ということで対応してきたところがなきにしもあらずですけれども、しっかりと保育の質というところに目を向けていただけるということに期待したいところであります。

ただ、保育の質ということ自体の定義は非常に難しいですよね。専門家の方々の意見をこれから伺われるということですので、その中でフォーカスを絞って有効な施策をつくっていただければと思っております。

その他の項目で何かご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

２　報告事項（２）令和元年度設置認可部会の開催状況について

中澤会長：　それでは、次に、報告事項（２）の「令和元年度設置認可部会の開催状況について」に移らせていただきます。事務局のほうからお願いします。

内山課長：　こども企画課でございます。

当分科会の部会で、保育所等の整備を行う事業者の運営や管理、施設などの適格性を審査しております設置認可部会の令和元年度の開催状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

お配りしてございます資料３をお願いいたします。

令和元年度にはこれまで計８回開催いたしまして、28件の審査を実施し、27件を適格といたしました。

なお、第９回につきましては、この会議の後に開催となり、児童家庭支援センターの整備を行う事業者につきまして、ご審査をいただく予定でございます。

４ページの「２　総整備量」でございますが、令和２年４月１日付の２号及び３号認定の認可定員数の増加数は、829人増の見込みとなっておりまし

て、内訳は記載のとおりとなってございます。

また、令和２年７月以降開園予定の施設では、41人増の見込みとなっているところでございます。

設置認可部会の開催状況につきましては、以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

木村委員：　設置認可部会の報告の中で、例えば第２回の１事業者を適格とは認めないこととする、いわゆる落ちることがあるということは逆に僕はいいことだと思っています。何でもかんでも申請をされてオーケーを出しましょう、そこにあったほうが、待機児がいるから、というような認可の仕方というよりも、むしろこうして認可をされたならば、先ほどの保育の質の問題と絡んできますけれども、どうやって質を落とさないで認可施設を増やしていくのかということに注目したほうが。申請をするとすぐに認可されてしまうというのは、我々のように先に認可された側からすると、「そんなに簡単でいいの」みたいに思われる。一般市民の方もそう思っていると思うんですね。例えば、保護者から上がってくる、「どうして園庭がないのにそんなにぼんぼん認可されるんですか」という素朴な疑問にお答えすることができないことがあるので、こういった認可に携わっている部会では、適格と認めないことがあるんだということが１例出ていますから、そのほうがよかったなと思いますし、逆に言うと適格というのは厳しく審査してほしいと思います。

中澤会長：　ありがとうございました。

今までどちらかと言うと、出てくれば、というところがあったのですが、やはりそれではいけないということだと思います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

２　報告事項（３）令和元年度処遇検討部会の開催状況について

中澤会長：　それでは、次に移らせていただきます。

次に、報告事項（３）の「令和元年度処遇検討部会の開催状況について」、

事務局から説明をいただきます。お願いします。

宮葉課長：　こども家庭支援課でございます。

児童の処遇に関して検討していただく処遇検討部会の開催状況につきまして、ご報告させていただきます。１の開催日時等と、２の出席者につきましては記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、裏面をお願いいたします。

３の審議内容につきましては、「（１）議題」と「（２）内容・部会意見」を併せてご報告させていただきます。

まず第１回につきまして、報告案件といたしまして、被措置児童等虐待の報告を行いました。これにつきまして、児童福祉法に定められた平成30年度の被措置児童等虐待状況につきまして、報告を受け、了承をいただいております。

次に審議案件といたしまして、死亡事例の検証を行っていただきました。これにつきましては、平成28年に発生した２件の死亡事例についての検証を行い、報告書を取りまとめていただいております。

続きまして、第２回でございます。諮問案件の里親認定の適否につきまして、諮問のあった養育里親３組、養子縁組里親３組について審議していただきまして、全て適格と答申することを決定いただいております。

次に、里親の辞退と登録の更新についての報告案件でございます。里親登録更新時期の到来に伴う更新と辞退の状況について報告を受けて、了承をいただいております。

続きまして、同じく報告案件といたしまして、児童相談所の現状につきまして、児童福祉法に定められた報告を受け、了承をいただいております。

続きまして、やはり報告案件といたしまして、児童福祉法第28条に基づく施設入所等について状況報告を受けまして、ご了承いただいております。

第３回でございますけれども、まず諮問案件といたしまして、里親認定の適否について諮問のあった養育里親、ここに４組と記載しておりますが、２組と訂正させていただきたいと思います。専門里親１組について審議、こちらは予定と書いておりますけれども、本日この児童福祉専門分科会の前に処遇検討部会を開催させていただきまして、このとおり審議いただいたということで、「予定」という文言は外させていただきたいと思っております。

最後に、報告案件といたしまして、里親の辞退と更新でございますけれども、里親登録更新時期の到来に伴う更新と辞退の状況について報告を受けて、こちらもご了承いただいております。

なお、資料４－２といたしまして、千葉市における児童死亡事例検証結果報告書を添付してございます。これは先ほど第１回の審議案件として審議いただいたというふうに報告いたしましたけれども、その取りまとめていただいた報告書でございます。

簡単にこの内容につきましてご説明させていただきます。死亡事例検証につきましては、児童虐待防止法に基づきまして、虐待や心中、産み落としなどによる児童の死亡事例に関しまして、発生原因の分析や再発防止策の検討を行うものでございます。

今年度報告書を取りまとめましたこの事例の概要につきましては、１件目は、中国籍の家庭におきまして、母親が５歳の次男を浴槽に沈めて溺死させたもので、懲役３年、執行猶予５年の判決が確定しております。恒常的な虐待などはなく、児童相談所をはじめ相談機関との関わりはございませんでした。

２件目は、フィリピン国籍の母親が海浜病院内のトイレでひそかに出産し、誰かに助けを求めたり、あるいは自ら措置したりすることなく嬰児を死亡させたもので、こちらも懲役３年、執行猶予５年の判決が確定しております。こちらも妊娠届が未提出で相談等もなく、行政機関との関わりはございませんでした。

この両事案はいずれも行政機関との関わりはほとんどなく、相談記録等もないため、裁判の公判傍聴記録ですとか判決文等によりまして、事実確認や問題点の抽出を行っております。それで、30年度第２回の部会で事実確認や再発防止策の検討を行っていただきまして、令和元年６月に開催した部会におきまして、提言を含めた報告書を取りまとめた次第でございます。

主な提言といたしましては、まず悩みを抱える方に対する相談窓口の周知強化や充実ということで、特に外国籍の方は孤立しがちな傾向がうかがえることから、よりきめ細やかな対応が必要だということ、２つ目に所属がない児童の把握や支援ということで、特に外国籍の児童は学齢期であっても就学義務がないため、様々な連携が重要であるということ、３つ目に、医療機関

との連携ということで、個人情報保護や守秘義務という課題はありますけれども、医療機関から行政機関へ必要な情報提供ができる仕組みづくりについても検討が必要であるということを取りまとめております。

説明は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

今のお話を聞いていて思ったのは、外国籍の子どもたちは就学義務がないということなんですね。なるほど、そういうことなのかとちょっと思ってしまいましたけれども。

しっかりした提言がつくられたようですので、これで外国籍の方にもきちんとそういうメッセージが伝わるようにしていただきたいと思います。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

2　報告事項（4）新型コロナウイルス感染症に係る対応について

中澤会長：　次に、報告事項（4）の「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

佐々木部長：　それでは、新型コロナウイルス感染症に係るこども未来局の所管に関する本市の現時点での対応状況などについてご説明いたします。座って説明させていただきます。

資料５をお願いいたします。資料５の１ページでございます。

まず、「１　子どもルーム」についてご説明いたします。

（1）運営状況でございますが、教育委員会・学校と連携し、３月３日から３月24日までの休校期間中は、両親が就労などにより自宅待機が困難な小学１年生から４年生までの児童については、朝から午後２時30分までは学校において児童を受け入れ、午後２時30分以降については、ルーム利用登録児童は通常どおり子どもルームでお預かりし、感染リスクを軽減しながら子どもルームを運営しており、３月25日からの長期休業期間（春休み）におきましては、子どもルームで平日は午前８時から保育を実施しております。

（２）運営に当たっての留意事項でございますが、一斉休校時には、利用児童が多い場合などについて、子どもの密集を避けるため、通常の子どもルーム施設のほかに学校教室を借用することとしており、その際には、必要に応じて16時30分までは学校の協力をいただき教員にも見守りに参加いただいておりました。

その他、子どもルームの職員と利用児童の健康状態に関して、「健康チェックシート」を活用した毎日の健康観察を行っているほか、各子どもルームへは、咳エチケットや手洗い・うがい、こまめな換気などの感染予防対策の周知徹底を行っております。

次に、「２　認定こども園・保育園・地域型保育事業」についてです。

（１）運営状況でございますが、通常どおり保育を実施しております。

（２）運営に当たっての留意事項でございますが、当該園の児童または職員に感染が確認された場合は、14日間臨時休園といたします。また、当該園近隣で感染が複数確認された場合や市内各所で感染が確認された場合など、地域的または全市的に感染拡大のおそれがある場合には、臨時休業への協力を要請することがある旨を各園及び保護者にお知らせしており、各園に対しましては、職員、児童の健康観察や感染防止対策の徹底を呼びかけております。

また、４月入所選考で内定した児童について、登園を遅らせることを可能とし、各園にお知らせするとともにホームページに掲載しております。

なお、３月16日に、緊急対応として、千葉市民間保育園協議会にマスク約3,000枚を供給したほか、未加入園にも不足の場合については市から配布できる旨をお知らせいたしました。

２ページをお願いいたします。

次に、「３　一時預かり事業」についてです。

（１）運営状況でございますが、３月３日から当面の間、不定期利用については原則として利用を停止いたしましたが、（２）運営に当たっての留意事項にありますとおり、不定期利用であっても、就労などで定期的に利用している場合は受入れを可としております。

次に、「４　幼稚園」についてです。

（１）運営状況でございますが、各園で休園、自由登園または通常保育を

実施しております。

（２）運営に当たっての留意事項でございますが、当該園の児童または職員に感染が確認された場合や地域的または全市的に感染拡大のおそれがある場合に、臨時休業への協力を要請する場合がある旨を、本市から各園にお知らせするとともに、休園する場合にも必要とされる方への預かり保育の実施についてご協力をお願いしております。

また、緊急対応として、千葉市幼稚園協会にマスク2,700枚を供給したほか、未加盟園にも不足の場合については市から配布できる旨お知らせいたしました。

次に、「５　病児・病後児保育事業」についてです。

（１）運営状況でございますが、９か所の全施設について開所を継続しております。ただし、本市における感染状況、受入れ児童及び医師・看護師を含む従事者の感染リスク等を踏まえまして、風邪症状があり、病名の診断が確定できていない児童につきましては、原則として受入れをお断りしております。

（２）今後の対応につきましては、記載のとおりでございます。

次に、「６　地域子育て支援拠点事業」についてです。

（１）運営状況でございますが、子育て支援館、地域子育て支援センター、子育てリラックス館につきましては、全施設を２月29日より臨時休館としています。

３ページをお願いいたします。

休館期間につきましては、当初、令和２年３月16日までとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における見解等を踏まえまして、臨時休館期間を当面の間延長いたします。

（２）今後の対応でございますが、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解、市内の感染状況、小学校等における対応等を踏まえて判断をいたします。

次に、「７　ファミリー・サポート・センター」についてです。

（１）運営状況でございますが、通常どおり運営をしております。

（２）運営に当たっての留意事項でございますが、アドバイザー、提供会員及び依頼会員の皆様に対しまして、手洗い、マスク着用等の感染防止措置

の徹底及び風邪症状がある場合の利用の自粛につきまして、周知をいたしております。

次に、「８　一時保護所（児童相談所）」についてです。

（１）運営状況でございますが、通常どおり運営をしております。

（２）運営に当たっての留意事項でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る厚生労働省通知の内容を周知するとともに、保護児の入所前には必ず体温チェックを行い、必要に応じて適切に医療機関につなぎます。

また、保護所内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応につきましては、他の児童相談所に対して、一時保護の依頼を行い対応することとしております。

次に、「９　児童養護施設等」についてです。

（１）運営状況でございますが、入所施設であるため、通常どおり運営をしております。ただし、一部の施設においては、ショートステイなど子育て短期支援事業を当面の間休止しております。

（２）運営に当たっての留意事項でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る厚生労働省通知の内容を周知するとともに、施設内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応につきまして、依頼を行っております。

また、施設で使用するマスクや消毒液などを購入する経費のほか、感染が疑われる者同士を空間的に分離するための個室化に要する改修費等につきまして、国の補助制度を活用して助成を行うことといたしました。

４ページをお願いいたします。

次に、「10　休校期間中における要保護児童等の見守り強化」についてです。

（１）対応状況でございますが、市内の小中学校等が臨時休校になったことに伴い、欠食が多くなるなど不適切な養育が懸念されることから、要保護児童対策地域協議会で管理している要保護児童等のうち、全ての小中学生約150人につきまして、休校期間中に１回以上家庭訪問等を行い、児童の状況の確認を行うなど、見守りの強化を図っております。

次に、「11　子ども交流館」についてです。

（１）運営状況でございますが、令和２年２月29日より臨時休館中でございます。当初、臨時休館は令和２年３月16日までとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における見解を踏まえ、市内における感染リスクを見極める必要があることから、当面の間、臨時休館期間を延長することといたしました。

（２）今後の対応でございますが、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解、市内の感染状況、小学校等における対応等を踏まえて判断いたします。

最後に、「12　子どもたちの森公園プレーパーク」についてです。

（１）運営状況でございますが、３月16日までは休園とし、３月17日より再開をしております。

（２）運営に当たっての留意事項といたしまして、屋外施設であることを踏まえ、健康チェック体制の厳格化や消毒体制の徹底を図ってまいります。

説明は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、何かご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

中間委員：　中間と申します。

一時保護所の対応の中で、保護所内でコロナウイルスの感染が発生した場合には、他の児童相談所の協力により実施するというのは、具体的にはどのようなことを想定されているのでしょうか。

山口所長：　児童相談所でございます。

具体的には、保護所内で感染が発生した場合には、新たな一時保護の所内への受入れというのがやはり難しくなりますので、県内の他の６児相と申し合わせをしておりまして、新たに発生した一時保護児童については、県内で協力し合いながら受け入れようということで話をしております。

中間委員：　既に保護している児童に対しては何かあるのですか。

山口所長：　中で感染、発症した場合には、感染者については当然医療機関になりますし、濃厚接触者につきましても、まずは一般的な受診をして状況確認をした中で、陰性が確認できるまでしばらくは中で様子を見るといったことになると考えております。

中澤会長：　ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

施設等で大変な対応をなさっていると思いますけれども、少しでも感染しないように、広がらないように留意していただければと思います。ありがとうございます。

３　その他

中澤会長：　続きまして、次第の「３　その他」ですが、事務局から何かご連絡はございますでしょうか。お願いいたします。

内山課長：　児童福祉専門分科会の令和２年度の開催予定につきまして、ご説明をさせていただきます。

令和２年度は、現時点の予定といたしましては、３回程度開催する予定でございます。今後変更する場合もございますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

議題といたしましては、現行の「千葉市こどもプラン」の最終年度の目標達成状況及びその評価などを予定しております。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、今年度合計４回にわたるご審議にご協力をいただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。どうもありがとうございました。来年度も引き続き、当専門分科会の運営にご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

それでは、最後に、委員のほうから何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それぞれの職場に戻られて、ウイルス対策などお忙しいかと思いますので、今日はこの辺にさせていただきます。

それでは、これで予定していた議題等は以上で終了となります。委員の皆様のおかげをもちまして、円滑に議事を進めることができました。どうもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

安西補佐：　以上をもちまして、令和元年度第４回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。

委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。